

令和3年2月11日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第81号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、オマーン入国者の施設での隔離の義務付け、全ての海岸、公園等の閉鎖などの措置を発表するとともに、極めて必要な場合を除き国外渡航を控えるよう、また、自宅等で家族が集まることも控えるよう推奨しました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 2月10日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣の主宰で会合し、コロナ禍の現況等につき協議するとともに、新型コロナウイルスの変異種の発生から世界中で感染拡大が続いており、国内でも大規模な集会の実施や感染予防策を怠ったことにより感染者が増えていること等を踏まえ、以下の新たな措置等につき決定、発表しました。

また、国民及び社会を守るため、氏名及び顔写真の公表を含む違反者の処罰を徹底し、違反機関が発見された場合も閉鎖や機関名の公表といった措置を執るとしました。

(1) トラックの通過を除き、陸路の国境封鎖措置を新たな通知があるまで継続。

(2) 国外に滞在中のオマーン人が陸路を通過して帰国することは可能であるが、帰国が認められる期限は今次発表から10日以内の2月21日(日)午前0時までとする。

(3) 自宅での隔離措置に違反する者が多いことから、今後は陸海空を問わずオマーンへの入国者は施設での隔離を義務付けることとし、また隔離費用は全て自己負担とする。

(※報道によれば、オマーン社会開発省は、本手続きは本日11日からオマーン全ての空港で実施されているとしたうえで、乗客は空港に到着後、ホテルを予約する必要があるとし、以下のホテルを指定しました。

Muscat (①Swiss-Belinn Muscat, ②Ibis, ③Secure Inn, ④Sheraton, ⑤Tulip Inn, ⑥Somerset Panorama Muscat)

Musandam (①Dibba Beach Hotel, ②Khasab Hotel)

Dhofar (①Alpha Hotel Salalah)

Buraimi (①Arena Hotel)

Al Dakhliyah (①Al Diyar Hotel)

North Al Sharqiyah (①Golden Rays Hotel)

South Al Sharqiyah (①the Sur Beach Hotel)

North Al Batinah (①Mercure Hotel Solar)

(4) 2月12日(金)夜から14日間、午後7時から午前6時までは北シャルキーヤ県における全ての商業活動を停止する。ただし、給油所、医療機関及び薬局は例外とする。

(5) 2月11日(木)から14日間、国内全県において、全ての海岸、レジャー空間及び公園を閉鎖するとともに、あらゆる種類及び場所での集会の禁止を継続する。自宅や私的な空間で家族が集まることも控えるよう推奨する。

(6) 2月12日(金)午前から新たな通知があるまで、政府庁舎及び民間企業への訪問者、並びに商業施設、市場、飲食店、喫茶店及び屋内運動施設等の利用者を、収容能力の50%までとすること。

2 同委員会は、上記1の発表に合わせ、全ての国民及び居住者に対し、しばらくの間は極めて必要な場合を除き国外渡航を控えるよう要請し、公務であっても渡航を制限するよう勧告しました。

3 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

4 2月9日～11日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、8日に197件、9日に190件、10日に245件の新規感染を記録し、10日までの累積感染症例数は136,622件(死亡件数は1,539件、治癒件数は128,461件、治癒率94%)、10日の入院件数は149件(新規16件、ICU45件)です。

5 日本の厚生労働省からの情報によれば、入国時に出国前72時間以内の検査証明を提出できない帰国・入国者が散見されるとのことですので、ご帰国の際には、ご留意頂けますようお願いいたします。成田空港では、昨年8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ(成田空港から入国する際の検疫手続きについて)

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

○厚生労働省ホームページ(水際対策の抜本的強化に関するQ&A)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

6 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに(公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル)、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

一住所: Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>